

須坂市地下水の保全及び適正利用に関する条例

須坂市水資源保全条例（昭和59年条例第27号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 地下水保全区域の指定（第8条）

第3章 井戸の設置及び地下水の採取の規制（第9条—第18条）

第4章 地下水の保全・涵養^{かん}（第19条・第20条）

第5章 雑則（第21条—第26条）

第6章 罰則（第27条・第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、市民の生活用水の根源である地下水について、持続可能な地下水の保全と活用に関し必要な事項を定めるものとする。

（基本理念）

第2条 地下水は、市民にとって限りある貴重な資源であり、かつ、公の水であるという認識に立ち、その保全に努めるとともに適正な利用を促進し、もって市民の快適な生活環境を確保しなければならない。

（用語の意義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 井戸 動力を用いて地下水を採取するための施設をいう（温泉法（昭和23年法律第125号）による温泉を除く。以下同じ。）。

(2) 地下水涵養 地表の水が地下水面に至り、地下水源となることをいう。

(3) 地下水採取者 本市において地下水を採取する、あるいは、採取しようとする全てのものをいう。

（市の責務）

第4条 市は、地下水の保全、活用及び地下水涵養を図るため、総合的な保護施策を講ずるものとする。

(地下水採取者の責務)

第5条 地下水採取者は、地下水の保全の重要性に関する理解を深めるとともに、水質の汚濁防止、効率的な水利用に努め、地下水の適正な管理を行い、かつ、市民の生活環境に影響を及ぼすことがないようにしなければならない。

2 地下水採取者は、市が行う施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、地下水の保全の重要性に関する理解を深めるとともに、市が行う施策に協力しなければならない。

(須坂市地下水保全・利活用計画)

第7条 市長は地下水の保全及び適正利用を図るための計画を定めなければならない。

2 須坂市全域の年間揚水量については、地下水保全・利活用計画に定める。

3 市長は、地下水保全・利活用計画を定めようとするとき又は変更しようとするときは、あらかじめ須坂市環境基本条例（平成9年条例第19号）第19条に規定する須坂市環境審議会（以下「審議会」という。）等の意見を聴かななければならない。

第2章 地下水保全区域の指定

(保全区域)

第8条 井戸の設置及び地下水採取を行う区域は、須坂市全域とする。

2 市長は、指定した保全区域について必要があると認めるときは、その区域を変更し、又は、指定を解除することができる。

第3章 井戸の設置及び地下水の採取の規制

(事前協議)

第9条 地下水採取者は、第10条第1項に規定する許可の申請をする前に市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の協議が終了したときは、地下水採取者に通知しなければならない。

(地下水採取の許可の申請)

第10条 1日当たりの地下水の採取量が10立方メートル以上の井戸を設置し、地下水を採取しようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならないものとし、許可を受けた事項を変更する場合も同様とする。ただし、1日20立方メートル未満かつ年間3,500立方メートル未満で地下水を採取する場合は除く。

2 市長は、許可を決定したときには、地下水採取者に通知しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、国及び地方公共団体が同項の規定に該当する行為をしようとするときは、同項の許可を要しない。ただし、国及び地方公共団体は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(許可の要件)

第11条 市長は、前条第1項の申請が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合していると認められなければならない。

- (1) 試掘井戸を掘削し、揚水試験を実施し、1日当たりの採取量が規則で定める範囲内であると認められること。
- (2) 規則で定めるところにより、当該井戸の周辺井戸（当該井戸から規則で定める範囲内の井戸をいう。以下同じ。）及びその他の地下水利用者に対し影響調査を行い、採取量が周辺井戸及びその他の地下水利用者へ支障を及ぼさない程度であると認められること。
- (3) 規則で定めるところにより、当該井戸の周辺井戸の地下水採取者、住民及び企業への説明が実施されること。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。
- (4) 前3号については、その結果を市に報告すること。

2 市長は、設置許可に当たり、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 規則で定めるところにより、採取量及び井戸の水位等を測定し、その結果を市長に報告すること。
- (2) 地下水の採取をはじめたことにより、第10条第1項の規定により許可を受けた施設（以下「許可施設」という。）又は周辺井戸に地下水位の低下、採取可能量の減少、枯渇、水質の変化又は地盤沈下等の現象を認めたときは、速やかに市長へ報告するとともに、規則で定めるところにより、採取量を減少させ、又は採取を中止し、その原因を究明すること。

3 市長は、第1項の許可要件を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、必要に応じて審議会の意見を聴かななければならない。

(地下水採取の届出)

第12条 1日当たりの地下水の採取量が10立方メートル未満の井戸を設置し、地下水を採取しようとする者又は1日20立方メートル未満かつ年間3,500立方メートル未満で地下水を採取する者は、あらかじめ市長に届出しなければならない。

(完成の届出)

第13条 第10条の規定により許可を受けた者又は前条の規定により届出が受理された者は、井戸が完成したときは、その完成した日から15日以内に届出書を市長に提出しなければならない。

(変更の許可等)

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長の許可を受けなければならない。

(1) 第10条の規定による許可を受けた者又は須崎市水資源保全条例において許可を受けた者が、当該井戸の変更をしようとするとき。

(2) 動力を用いずに地下水を採取していた者又は第12条の規定により届出が必要な施設（以下「届出施設」という。）を有する者が許可施設に変更しようとするとき。

2 動力を用いずに地下水を採取していた者が、届出施設に変更しようとするときは、市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定は、第10条第1項、第12条及び前条の規定を準用する。

(氏名等の変更の届出)

第15条 地下水採取者は、氏名（名称）及び住所並びに地下水の用途に変更があったときは、その変更があった日から30日以内に届出書を市長に提出しなければならない。

(承継)

第16条 地下水採取者から許可施設又は届出施設（以下「許可施設等」という。）を譲り受け、又は借り受けた者は、当該許可施設等に係る地下水採取者の地位を承継する。

2 地下水採取者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、地下水採取者の地位を承継する。

3 前2項の規定により地下水採取者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に届出書を市長に提出しなければならない。

(許可の失効)

第17条 地下水採取者が、その許可施設を廃止したときは、当該許可施設に係る許可はその効力を失う。

2 地下水採取者は、許可施設等を廃止したときは、その廃止した日から30日以内に届出書を市長に提出して原状に復さなければならない。

(取消し等)

第18条 市長は、偽りその他不正な手段により許可を受けた者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 市長は、第10条第1項若しくは第14条第1項の規定による許可を受けないで、井戸の設置工事、施設の変更工事又は地下水の採取に着手し、又は着手しようとしている者に対して、期限を定め当該工事若しくは地下水の採取を停止させ、施設を改善させ、又は地下水の採取量を減少させ

るなど当該違反行為の是正のために必要な措置をとるべきことを命令することができる。

第4章 地下水の保全・涵養

(地下水の涵養)

第19条 市長は、地下水の保全を推進するため森林や緑地の保全、雨水浸透施設設置の協力依頼等、地下水涵養施策を推進しなければならない。

2 地下水採取者は、地下水の有効な利用を図るため、効率的な地下水を使用する設備の設置及び雨水の利用等地下水採取量の削減に努めなければならない。

(地下水の監視（モニタリング）)

第20条 市長は、地下水位等の実態を把握するため、定期的に地下水位等を監視（モニタリング）しなければならない。

第5章 雑則

(立入調査)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員をして当該土地に立ち入らせ、調査をさせることができる。

2 前項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、提示しなければならない。

(指導等)

第22条 市長は、地下水採取者が採取井戸から地下水を採取したことにより、同井戸の周辺井戸の水位の低下等を引き起こしたと認められるときは、当該地下水採取者及び周辺井戸の地下水採取者に対し、助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第23条 市長は、前条の指導等に従わないときは、当該地下水採取者に対し、期限を定めて必要な措置をとるよう勧告することができる。

(措置命令)

第24条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に係る措置を行わないときは、期限を定めて当該措置をとるべきことを命令することができる。

(氏名等の公表)

第25条 市長は、前条の規定による措置命令を受けた者が、正当な理由なくしてその命令に従わないときは、規則に定めるところにより、その者の氏名及び措置命令の内容等を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、その者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(補則)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第27条 第18条第2項又は第24条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第1項の規定による許可を受けずに井戸を掘削した者

(2) 第14条第1項の規定による許可を受けずに許可施設等を変更した者

(3) 正当な理由がないのに、第21条の規定による立入調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

(両罰規定)

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の須坂市水資源保全条例の規定に基づいて許可等を受けた井戸については、この条例の規定による許可等を受けたものとみなす。

3 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。